

第

1863

号

READAS  
リーダアスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダアスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 8月 8日 水曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ ホームステイの謝礼金

**Q** : 我が家では、ホームステイ実施機関を通じて外国の青少年を1か月滞在させることになりました。

これに伴い、謝礼金として1人1泊当たり5千円が支給されるのですが、この謝礼金にも税金がかかるのでしょうか。

**A** : 謝礼金に税金はかかりません。

### 【解説】

国際友好親善を促進することを目的として各種の業務を実施している国際交流基金では、その業務の一つとして適切な人物を海外から招へいするとともに、招へいした外国人がホームステイを行う場合には、日本の家庭が積極的に受け入れてくれるよう2泊3日以上滞在させた受入家庭に対して謝礼金を支給することにしています。

この謝礼金は、受入家庭の負担する食事代、その他の諸経費の一部に充てるため1人1泊5千円（1家庭当たり1人が年間3か月滞在する場合の額を限度とします）を限度とし、財団法人世界青少年交流協会などのホームステイの実施機関を通じて支払うことになっています。

ところで、この謝礼金は、受入家庭の善意によって負担する諸経費の実費弁償的な性格を有していることや、1家庭当たり1人が年間3か月滞在する場合の額を限度としているため支給額が多額にならないことから、あえて課税しないこととされています。

